

# 公益法人制度の抜本改革のイメージ

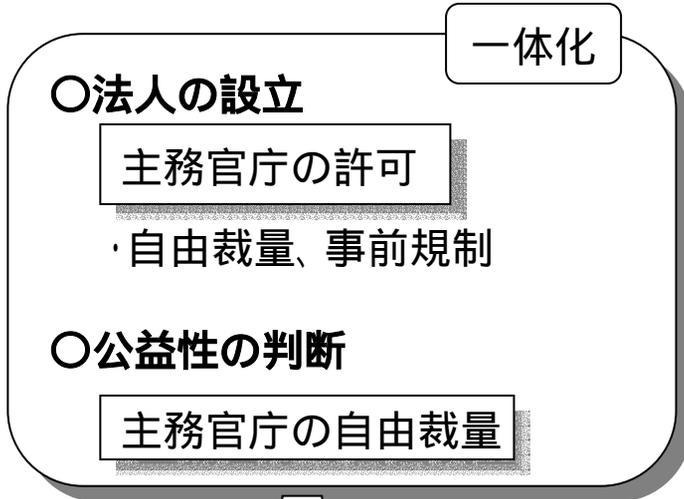
- ・民間非営利活動を我が国社会・経済システムの中で積極的に位置付け、その活動を促進
- ・公益法人について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、制度を抜本的に見直し

(現行公益法人制度)

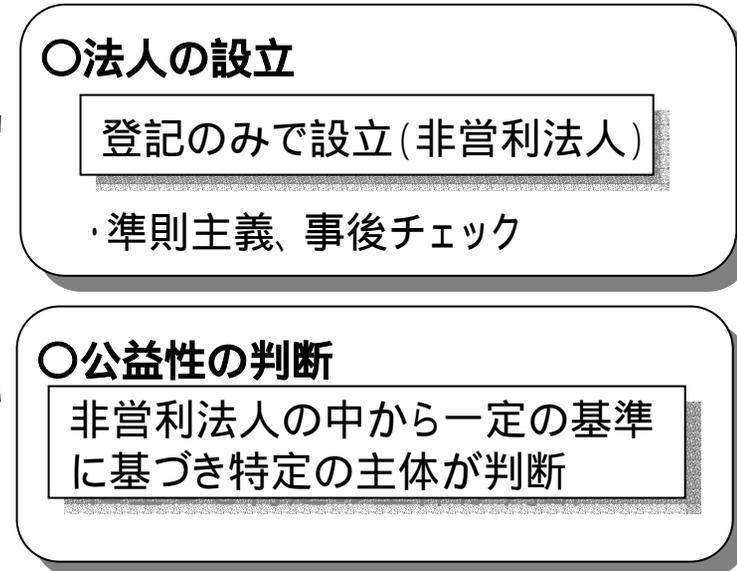
(新たな制度)

法人の設立と公益性の判断が**一体化**

法人の設立と公益性の判断を**切り離す**



分離



税との関係

法人格と税の優遇が連動

- ・法人税が原則非課税
- ・課税事業についても税率等の軽減あり 等

○税との関係

新たな非営利法人に対する税制上の取扱いについては、非営利法人制度のさらなる具体化にあわせて引き続き検討

(注) 中間法人・NPO法人制度は、新たな非営利法人制度との法制上の関係を整理